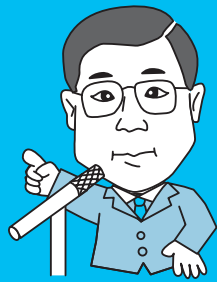


市長のまちづくりメッセージ

1月



市役所では、1月5日から「市長のまちづくりメッセージ」がスタートしました。市民の皆さんと『共創・協働のまちづくり』を進めていくため、その一部を掲載します。

職員自らが取り組む意識改革について

旧光市と旧大和町を結ぶ主要な道路に周南広域農道がありますが、私は、合併後の失職中に、大和の人たちから「農道のトンネルが暗いので改善してほしい」という声をたびたび耳にしました。

このトンネルには、照明は十分取り付けてありましたが、天候や外部の明るさに応じて点灯される照明の数が制限されており、私も、暗いということは感じていました。そこで、直ちに担当職員に現場の状況や大和の皆さんからの声を説明し、改善を検討するよう話をしました。

が、昨年の12月議会でもこの問題が取り上げられるなどして、12月16日からトンネル内の照明すべてに明かりが灯るようになりました。以前と比べて随分と明るくなり、住民の皆さんも安心してトンネルを通れるようになったのではないかと思います。

しかし、私が敢えて問題として取り上げたいのは、トンネルが明るくなるのに要した時間です。さまざまな理由があったにせよ、現地でももう少し詳しく調査をする、住民の声にももう少し耳を傾ける、職員間でももう少しコミュニケーションを図る。こうした「もう少し」を積み重ねて、もう少し住民の目線に立った速やかな対応ができなかったもの

かと残念な気持ちです。私は、新しいまちづくりのキーワードの一つとして「改革」ということを申し上げていますが、改革とは、行政や財政を改革することはかりではありません。むしろ大切なのは、常に物事に対して問題意識を持ち、課題に対して敏感に反応するなど、職員一人ひとりが自らの仕事に対する意識を高めていくことではないかと思えます。

職員の皆さんにおいては、こうした事例を決して他人事とせず、日々の業務に強い使命感と情熱をもって臨んでいただきたいと思います。

一通のメールについて

光市の出身で、現在愛知県にお住まいの方から、先日、一通のメールが届きました。メールには、自分の心の原点である故郷を懐かしむ思いや、私たちがへの温かい励ましの言葉が綴られており、故郷への思いが、ひしひしと心に伝わるようでした。

私は、このメールを拝見して、これから進めようとするまちづくりは、地域に暮らす皆さんのためだけのものではなく、「光市」を故郷と呼ぶすべての皆さんのためだということを感じました。故郷「光市」を遠くから愛し、応援してくださる皆さんにお応えするためにも、職員の皆さん一人ひとりが、新市のまちづくりに誠実に取り組んでいただきたいと思います。

旧光市で実施してきた「市長の庁内放送」は、市役所内での情報の共有化と職員意識の高揚を図るために平成11年12月から始まったもので、毎月1回、市長が市の現状や課題などについて、職員に直接話をしてきました。

その後、市民の皆さんにも市の現状や課題などをわかりやすくお伝えするため、放送内容を市広報や市ホームページに掲載し、内外から一定の評価もいただいているところです。

新市においては、市長をはじめ職員全員の「改

革」意識を深め、行政と市民の皆さんがともに切磋琢磨しながら「共創・協働のまちづくり」を進めていくため、この庁内放送についても見直しを行い、放送の名称も「まちづくりメッセージ」と改め、今年1月5日にスタートしました。

今後、市政の現状や課題、市民の皆さんから出された意見や要望、市長自身の思いや考え方をテーマに、毎月の初日の朝、市長からまちづくりに関するさまざまなメッセージを、職員や市民の皆さんにお伝えしていきます。

問合せ 秘書広報課 0833(72)1400

市長のまちづくりメッセージ

がスタートしました

確定申告が始まります

～申告書は、自分で書いてお早めに～



所得税 2月16日～3月15日
個人事業者の消費税・地方消費税 3月31日まで

税務署では、今年も確定申告書を自分で作成し、申告していただく「自書申告」をお願いしています。なお、申告書を作成される方のために、申告書記載方法などのアドバイスを行っています。

また、平成16年分から配偶者控除に上乗せして適用されていた配偶者特別控除部分が廃止されたので、ご注意ください。

ご不明の点がありましたら、最寄りの税務署にお尋ねください。

問合せ 光税務署0833(71)0166
広島国税局ホームページアドレス
<http://www.hiroshima.nta.go.jp/>

【市役所での受付】

2月16日から3月15日までの間（土・日を除く）は、所得税の申告を市役所税務課でも受け付けていますが、市役所でも「自書申告」をお願いしています。申告時期は、窓口が大変混雑しますので、ご自分で作成できる方は、事前に記載してお持ちいただくと手続きが簡単です。

【タッチパネルも利用できます】

税務署に設置してある「タッチパネル」による申告書作成が平成16年分の確定申告から市役所でも利用できるようになりました。

申告する人 市県民税の申告は、平成17年1月1日現在で光市に住所があった人のうち、次に該当する人が対象となります。

営業、農業、不動産などの所得がある人で、所得税の確定申告の必要がない人 サラリーマンでも給与以外に所得がある人で、所得税の確定申告の必要がない人 国民健康保険に加入している人で申告が必要な人 税務署に所得税の確定申告書を提出される人は、市県民税の申告の必

要はありません。また、市県民税の申告書が送られてきた人でも、給与以外に所得がなく、年末調整を済ませている場合は申告の必要はありません。

申告に必要なもの 申告書と印鑑 所得の計算根拠となる書類（給与などのある人は源泉徴収票） 平成16年中に支払った生命保険や損害保険などの証明書 配偶者の所得が明らかになる書類

申告場所 下表の相談会場 または本庁税務課市民税係で受け付けます。

なお、各公民館での初日の申告は大変混雑いたしますので、ご了承ください。

問合せ 税務課市民税係 0833(72)1400 内線 255・256

【市県民税の申告日程】

場 所	日 付	時 間	相 談 地 区
島田公民館	2月10日	9:00～12:00	島田地区(上島田・中島田地区を除く)
周防公民館	2月15日 2月16日		周防地区
室積公民館	2月17日 2月18日	13:00～16:00	室積地区
浅江公民館	2月21日 2月22日		浅江地区
三島公民館	2月24日 2月25日	10:45～12:00 13:00～15:30	三井・中島田 上島田地区
牛島公民館	2月28日		牛島地区
本庁市民税係	3月2日 3月3日	8:30～12:00 13:00～17:15	光井地区
大和支所	3月1日～ 3月11日 (期間中の土・日・月は除く)	9:00～12:00 13:00～16:00	大和地区
塩田・東荷公民館	2月23日	9:00～12:00 13:00～16:00	塩田・東荷地区

上記の日に申告できない人は、3月15日までに本庁税務課市民税係へお越しください。また、大和地区の人で、営業等の所得がある人は、3月3日に大和支所で税務署の出張相談を実施します。